

「碍」の字表記問題再考 (18) 仏教にみる障害者像

碍がいの字を用いて障害者の表記に変更すべきという長年の要望に対して、政府が出した答えは常用漢字表に追加はしないという結論であった。その理由は、「障碍」の表記は仏教用語の「しょうげ」として長く使われてきた史実があり、加えて「悪霊、怨霊などが邪魔する」という意味があることを明らかにした。ゆえに、障害者の表記に変更することは現在の「害」の字を用いた障害者の表記以上に問題があることを指摘している。また、常用漢字表の採否の基準は漢字の出現頻度と熟語の構成力を表す造語力の観点から判断するものであり、碍の字はその基準に満たないというのが政府の見解であった。

障碍の表記が仏教用語を連想させるのであるならば、仏教の世界では障害のある人たちはどのように捉えられていたのか、史実を基に探っていくこととする。

仏教の伝来

わが国に仏教が入ってきたのは、古墳時代後期にあたる第29代欽明天皇の頃である。『日本書紀』によれば、552年(欽明天皇13)に百済の聖明王から伝えられたと記されている。しかし、それ以前の538年(宣化天皇3)に伝来した記録が残っており、538年が今では定説のようである。仏教の受け入れに関しては崇仏派の蘇我馬子と反仏派の物部守屋との豪族同士の対立は日本史を学ぶ中ではよく知られているところである。物部守屋が滅亡した後、蘇我馬子は朝鮮半島の百済から造寺工などの工人・技術者を招いて、現在の奈良県高市郡明日香村に法興寺ほうこうじ、尼僧寺にそうじの元興寺を建立するなど積極的に仏教寺院の伽藍を造り、仏教の興隆に尽力したことが知られている。

為政者である天皇が仏教を深く受容した背景には、各地で頻繁に起こる火難、水難、飢饉、蔓延する疫病の平癒など、国を揺るがす諸難に苦悩し、その救済を願う一心でひたすら仏にすがったのである。また、仏教の力により争いの絶えない人々の心を治め、道徳心を持って鎮護国家を構築し、安定した共同体の形成を願うものであった。

仏・法・僧

文部科学省が2017年に公表した中学校の学習指導要領の中で、以前より紙幣や日本史の教科書で慣れ親しんできた「聖徳太子」の名称が「厩戸王うまやどののおう」に変更された。その理由は『古事記』や『日本書紀』の記述を根拠としたことである。この厩戸王は第33代推古天皇から政務を委ねられ、執政者として603年(推古天皇11)に「冠位十二階」を制定するなどさまざまな業績を残している。604年にはわが国初の憲法である「十七条憲法」を定めている。憲法とはいえども、現在の「日本国憲法」に示されたような国家と国民との関係を規範するものではなく、天皇に仕える官僚や貴族に対する心得(道徳心)を定めたものである。この十七条憲法の中で厩戸王は仏教の重要性を説いている。

内容は次の通りである。

一曰、以和爲貴、無忤爲宗。人皆有黨。亦少違者。以是、或不順君父。乍違于隣里。

然上和和睦、諧於論事、則事理自通。何事不成。

(訳)

一にいう。和を大切にし、いさかいをせぬようにせよ。人は皆それぞれ仲間があるが、全くよく悟った者も少ない。それ故君主や父にしたがわず、また隣人と仲違いしたりする。けれども上下の者が睦まじく論じ合えば、おのずから

道理が通じ合い、どんなことでも成就するだろう。

冒頭に記された「以和爲貴」は人々によく知られている部分である。当時は、朝鮮半島の百済や新羅との外交問題、蘇我氏と物部氏の豪族間における抗争、そして蘇我馬子との対立によって第32代崇峻天皇が暗殺されるなど凄まじい争いの時代であった。十七条憲法は何よりもまず「和」の重要性を説き、殺伐とした人々の心を戒めたのである。

第二条では、

二曰、篤敬三寶。々々者佛法僧也。則四生之終歸、萬國之禁宗。何世何人、非貴是法。人鮮尤惡。能教從之。其不歸三寶、何以直枉。

(訳)

二にいう。篤く三宝を敬うように。三宝とは仏・法・僧である。仏教はあらゆる生きものの最後のよりどころ、すべての国の究極のよりどころである。いずれの世、いずれの人でもこの法をあがめないことがあるか。人ははなはだしく悪いものは少ない。よく教えれば必ず従わせられる。三宝によらなかつたら何によってよこしまな心を正そうか。

ここでは信仰することの重要性を説いている。厩戸王は、人間には悪い者は少なく、仏教の教えによって導くならば必ず従うようになるのである。仏の精神によって鎮護国家を形成し、それには第一条にある「和の心」と第二条の「三宝」によって人々を導くことを篤く説いている。

為政者であった推古天皇は594年(推古天皇2)に「三法興隆の詔」を発令し、国家として初めて仏教を公認している。

さらに、第十条で次のように述べている。

十曰、絶忿棄瞋、不怒人違。人皆有心。々各有執。彼是則我非。我是則彼非。我必非聖。彼必非愚。共是凡夫耳。是非之理、詎能可定。相共賢愚。如鑿无端。是以、彼人雖瞋、還恐我失。我獨雖得、從衆同學。

(訳)

十にいう。心の怒りを絶ち、顔色に怒りを出さぬようにし、人が自分と違うからといって怒らないようにせよ。人は皆それぞれ心があり、お互いに譲れないところもある。彼が良いと思うことを、自分はよくないと思ったり、自分がよいことだと思っても、彼の方はよくないと思ったりする。自分が聖人で、彼が必ず愚人ということもない。共に凡人なのだ。是非の理を誰が定めることができよう。お互いに賢人でもあり愚人でもあることは、端のない環のようなものだ。それ故相手が怒ったら、自分が過ちをしているのではないかと反省せよ。自分ひとりが正しいと思っても、衆人の意見も尊重し、その行うところに従うがよい。

第十条で説かれていることは、現代社会にも十分通ずる内容である。以上、抜粋して紹介したが、争いの絶えない人々の心をなんとしてでも治めていく、その上で仏教を必要とし、教えを弘めていく熱意と当時の様子をつぶさに感じることができる。

[引用・参考文献]

高取正男ほか『古代日本と仏教の伝来』雄山閣出版、1981年。
田村圓澄・川岸宏教編「聖徳太子と飛鳥仏教」『日本仏教宗論集』第1巻、吉川弘文館、1985年。

宇治谷孟『全現代語訳日本書紀』(上)(下)、講談社学術文庫、1988年。